令和4年第20回公安委員会会議録						
日時	9月8日	日(木曜日)	自午後 至午後	1時30分4時50分	場所	公安委員会室
会 議 出席者	公安委員	小野委員長 高木委員 宮尾委員 廣塚委員 甲斐委員				
	警察職員	本部長	警務部	長 生活安全	全部長	刑事部長
		交通部長	警備部	長 情報通信	言部長	

第1 聴聞等についての決裁

運転免許課長から、聴聞10件、意見の聴取23件について説明があり、決裁が行われた。

第2 定例会議

- 1 令和4年秋の全国交通安全運動の実施について
 - (1) 趣旨(目的)
 - ア 広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図ること
 - イ 交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けること
 - ウ 県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進すること
 - (2) 期間
 - 令和4年9月21日(水)から同年9月30日(金)までの間(10日間)
 - (3) 主唱
 - 熊本県交通安全推進連盟
 - (4) 運動の重点
 - ア 子供と高齢者をはじめとする歩行者の安全確保
 - イ 夕暮れ時と夜間の歩行者事故等の防止及び飲酒運転の根絶
 - ウ 自転車の交通ルール遵守の徹底
 - (5) 主要行事
 - ア 第39回交通安全県民大会
 - (ア) 開催日時
 - 令和4年9月21日(水)午後1時30分から午後3時30分まで
 - (イ) 開催場所
 - 合志市総合センターヴィーブル内「合志市文化会館」
 - (ウ) 出席予定者
 - 熊本県知事、警察本部長、開催地自治体首長、交通関係団体の長等
 - イ サポカー等体験研修会
 - 令和4年9月23日(金・祝)
 - ウ 交通事故死ゼロを目指す日
 - 令和4年9月30日(金)

【委員からの質問等】

- 委員から、「交通事故死ゼロを目指す日が、9月30日に設定されているのは何か意味があるのか。」旨の質問があり、警察側から「全国一斉で交通事故死ゼロを目指し、取締りやキャンペーンを強化する日として設定されている。」旨の説明があった。
- 委員から、「高校生の自転車マナーが悪いのを見かけるが、学校における指導 について警察側から働きかけを行っていないのか。」旨の質問があり、警察側か ら「教育委員会等を通じて定期的に協力を依頼している。特に、5月は自転車指 導の強化月間として、教育委員会、自治体、警察で、学校と連携して、朝の通学

時間帯に指導等の取組を行っている。」旨の説明があった。

2 安倍元総理警護の検証と見直しについて

(1) 重大な結果に至った最大の問題

ア 不十分な安倍元総理の後方警戒

イ 現場における警護、警護計画の作成・決裁の各段階の問題が複合的に作用

(2) 見直しの柱

「新・警護要則」の制定、体制増強

ア 警察庁の関与の抜本的強化

(ア) 警護計画

警察庁は「警護計画の基準」を作成し、都道府県警は「基準」に従い計画案を作成の上、警察庁から事前審査を受ける。

(イ) 警護の実施態勢等

警護計画の中で現場指揮官を明確化、制服警察官の配置を含め、重層的に対応する。

(ウ) 指揮官・警護員の能力向上

警察庁は教養訓練の体系的な計画を作成し、実践的かつ高度な訓練を直接 実施する。

イ 体制等の強化

- (ア) 警察庁警備局警備運用部に新たな所属を設置
- (イ) 警視庁は道府県に派遣するSPを増員するとともに、道府県警も警護態勢 を強化
- ウ装備資機材の充実

ドローン、3D技術を活用した警護計画の作成、AIによる異常行動検知システム、防弾壁、演台用透明防弾衝立等の整備

【委員からの質問等】

○ 委員から、「警察庁の関与が強化されているが、現場警察として、これに対してどのように受け止めているのか。」旨の質問があり、警察側から、「警察庁が関与することで、チェック体制が強化されるので、対象の安全確保のために役立てたいと考えている。」旨の説明があった。

第3 報告・決裁等

1 監察業務についての報告

首席監察官から報告が行われた。

2 第6回行政文書の廃棄に係る意見聴取について 広報県民課文書情報室室長補佐が説明を行い意見を伺った。

3 援助の要求についての決裁

警備第二課危機管理室室長補佐から説明があり、決裁が行われた。

- 4 熊本行政評価事務所からの照会に対する回答についての決裁 地域課長から説明があり、決裁が行われた。
- 5 **令和4年第18回公安委員会会議禄の決裁** 公安委員会事務室から説明があり、決裁が行われた。
- 6 意見・要望 (R4. No.23) 受理の報告・決裁について 公安委員会事務室から説明があり、決裁が行われた。
- 7 意見・要望 (R4. No.24) 受理の報告・決裁について 公安委員会事務室から説明があり、決裁が行われた。
- 8 審査請求 (R4. No.4) 弁明書の報告について 公安委員会事務室から報告が行われた。